

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第47号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例等の一部を改正する条例
(佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部改正)

第1条 佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例(昭和33年佐賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。				第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
手数料	1 理化学試験			手数料	1 理化学試験		
	ア 定性分析	1件につき	<u>3,360円</u> から <u>9,690円</u> まで		ア 定性分析	1件又は1時間につき	<u>3,450円</u> から <u>9,960円</u> まで
	イ 定量分析	1件又は1成分につき	<u>1,680円</u> から <u>6,140円</u> まで		イ 定量分析	1件又は1成分につき	<u>1,720円</u> から <u>6,140円</u> まで
	ウ 物理試験	1件又は1時間につき	<u>770円</u> から <u>16,750円</u> まで		ウ 物理試験	1件又は1時間につき	<u>790円</u> から <u>16,750円</u> まで
	2 材料試験	1件、1成分又は1時間につき	<u>620円</u> から <u>13,290円</u> まで		2 材料試験	1件、1成分又は1時間につき	<u>630円</u> から <u>13,660円</u> まで
	3 略	略	略		3 略	略	略
4 応用試験	1件につき	<u>4,410円</u> から <u>70,000円</u> まで	4 応用試験	1件につき	<u>4,530円</u> から <u>72,000円</u> まで		
5 製品設計	1時間につき	<u>4,150円</u> から <u>4,190円</u> まで	5 製品設計	1時間につき	<u>4,260円</u> から <u>4,300円</u> まで		
6 試薬の調整並びに	1件、1時	<u>1,740円</u> から12,370	6 試薬の調整並びに	1件、1時	<u>1,780円</u> から12,370		

改正前				改正後			
	原材料の調整及び試作加工	間又は1リットルにつき	円まで		原材料の調整及び試作加工	間又は1リットルにつき	円まで
	7 成績書及び鑑定書	1枚につき	340円から <u>2,390円</u> まで		7 成績書及び鑑定書	1枚につき	340円から <u>2,450円</u> まで
略				略			

(佐賀県東部工業用水道使用料条例の一部改正)

第2条 佐賀県東部工業用水道使用料条例（昭和41年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する使用料について、月別に次の各号の定めるところにより計算した額を、それぞれ使用者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 基本使用料 基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 特定使用料 特定使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 超過使用料 当該月における超過使用水量について、1立方メートル当たり52円の割合で計算した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額</p> <p>3 工業用水の使用を月の途中で開始し、又は終了した場合にお</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する使用料について、月別に次の各号の定めるところにより計算した額を、それぞれ使用者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 基本使用料 基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 特定使用料 特定使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 超過使用料 当該月における超過使用水量について、1立方メートル当たり52円の割合で計算した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p> <p>3 工業用水の使用を月の途中で開始し、又は終了した場合にお</p>

改正前	改正後
<p>る基本使用料及び特定使用料の額は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、基本使用水量又は特定使用水量に、開始に係るものにあつては当該月における開始の日以後の日数を、終了に係るものにあつては当該月における終了の日以前の日数をそれぞれ乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額とする。ただし、使用の開始及び終了がそれぞれ同一月の中途において行われた場合の日数の計算は、当該開始の日から終了の日までとする。</p>	<p>る基本使用料及び特定使用料の額は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、基本使用水量又は特定使用水量に、開始に係るものにあつては当該月における開始の日以後の日数を、終了に係るものにあつては当該月における終了の日以前の日数をそれぞれ乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、使用の開始及び終了がそれぞれ同一月の中途において行われた場合の日数の計算は、当該開始の日から終了の日までとする。</p>

(佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部改正)

第3条 佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第8条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">納付義務者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">手数料</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">納付時期</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第3条第1号の規定に基づく</td> <td style="vertical-align: top;">技能検定試験手数料</td> <td style="vertical-align: top;">(1) 実技試験 <u>16,500</u>円 (2) 略</td> <td style="vertical-align: top;">受験申込みのとき</td> </tr> </tbody> </table>	納付義務者	手数料		納付時期	名称	額	1～3 略				4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第3条第1号の規定に基づく	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>16,500</u> 円 (2) 略	受験申込みのとき	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第8条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">納付義務者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">手数料</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">納付時期</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第3条第1号の規定に基づく</td> <td style="vertical-align: top;">技能検定試験手数料</td> <td style="vertical-align: top;">(1) 実技試験 <u>17,900</u>円 (2) 略</td> <td style="vertical-align: top;">受験申込みのとき</td> </tr> </tbody> </table>	納付義務者	手数料		納付時期	名称	額	1～3 略				4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第3条第1号の規定に基づく	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>17,900</u> 円 (2) 略	受験申込みのとき
納付義務者		手数料			納付時期																								
	名称	額																											
1～3 略																													
4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第3条第1号の規定に基づく	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>16,500</u> 円 (2) 略	受験申込みのとき																										
納付義務者	手数料		納付時期																										
	名称	額																											
1～3 略																													
4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第3条第1号の規定に基づく	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>17,900</u> 円 (2) 略	受験申込みのとき																										

改正前				改正後			
技能検定試験を受けようとする者				技能検定試験を受けようとする者			
5 略				5 略			
2・3 略				2・3 略			

(佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成24年佐賀県条例第56号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
納付義務者	手数料		納付時期	納付義務者	手数料		納付時期
	名称	額			名称	額	
1・2 略				1・2 略			
3 法第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新を申請する者	狩猟免許更新申請手数料	<u>2,800円</u>	更新申請のとき	3 法第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新を申請する者	狩猟免許更新申請手数料	<u>2,900円</u>	更新申請のとき
4～7 略				4～7 略			

(佐賀県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第5条 佐賀県家畜人工授精料等徴収条例（昭和34年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第3条 人工授精の施術料及び分譲精液料は次のとおりとする。	第3条 人工授精の施術料及び分譲精液料は次のとおりとする。

改正前					改正後				
種類	施術料		分譲精液料		種類	施術料		分譲精液料	
	出張施術	引付施術	単位	料金		出張施術	引付施術	単位	料金
和牛	310円	100円	0.5c. c.	310円	和牛	320円	100円	0.5c. c.	320円
豚	310円	100円	50c. c.	1,050円	豚	320円	100円	50c. c.	1,080円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。